

## 令和8年度・第2回農業委員会総会進行

開催日 令和8年5月26日(火) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	回 孝行	2	中原 良二	3	下茂 正憲
4	田島 洋輝	5	乙須 紀文	6	新屋 純子
7	永留 智史	8	小園 光男	9	西 裕一郎
10	梶原 拓二	11	岩永 文子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	木場 祐二郎	15	小城 義己
16	有馬 康夫	17	山路 一浩	18	豊田 孝之
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (20名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	前田 千代子	22	福壽 久雄	23	萩元 輝彦
24	紺屋 裕之	25	井ノ下 正明	26	鬼塚 幸男
27	上小川 文男	28	田中 浩徳	29	竹田 栄次
30	森園 知	31	辻 孝一郎	32	古川 梓
33	濱田 一守	34	馬渡 義文	35	永吉 康之
36	春田 実	37	早崎 麻美子	38	青崎 昌己
39	中川 大樹	40	廣庭 吉辰	41	徳永 正幸

欠席推進委員 (1名)

事務局出席者 森局長・梶原代理・福永主幹・長沼G長・西菌G員・田上G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 3番 ⑩

\_\_\_\_\_ 4番 ⑩

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 ⑩

## 令和8年度・第2回農業委員会総会議事録

### 議事日程「諸般の報告」

#### 1 報告

- 報告第 1 号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 3 号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 4 号 農地転用事実証明書の専決処分について

#### 2 議事

- 議案第 10 号 農地法第5条の許可指令書の取消し願いの承認について
- 議案第 11 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について
- 議案第 12 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事許可）
- 議案第 13 号 農地転用事業計画変更申請（承継あり）の承認について
- 議案第 14 号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 15 号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 16 号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 17 号 非農地証明願承認について
- 議案第 18 号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 19 号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 21 号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 議案第 22 号 薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の推薦について

#### 3 その他

- (1) 6月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

- 会 長 第1回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」
- 議 長 ただ今から、第2回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。  
局長に委員の出席状況を報告させます。
- 局 長 委員の出席状況について、報告いたします。  
定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名  
で、18番：豊田委員であり、欠席届が提出されております。  
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は20名です。欠席委員  
は1名で、33番：濱田委員であり、欠席届が提出されております。  
以上で報告を終わります。
- 議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項  
の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いた  
しました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
- 議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願い  
します。
- 梶原代理 はい、議長。主要事務処理経過報告について説明いたします。  
総会資料の1ページから2ページをお開きください。5月1日、農  
業委員辞令交付式を本庁601会議室で執り行い、その後、第1回農  
業委員総会を開催しました。  
同月11日、鹿児島県農業会議の定款第27条に基づく業務及び会  
計監査をマリンパレスかごしまで会長が実施されました。その後、鹿  
児島県農業会議の第1回定例理事会と定例常設審議委員会が開催され、  
会長が出席しています。  
定例常設審議会には、事務局も説明のため出席しています。  
11日と12日がそれぞれ定例の現地調査です。  
14日、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を本庁603・60  
4会議室で執り行い、その後、第1回農地利用最適化推進会議を開催  
しました。  
15日、薩摩川内市土地開発公社第2回理事会が、本庁603・6

04 会議室で開催され、有馬会長代理が出席しています。

19日、市町村農業委員会会長・事務局長等会議が、マリンプレスかごしまで開催され、会長、事務局長が出席しています。

20日、薩摩川内市農業公社第29回理事会が、薩摩川内市アグリセンターで開催され、会長が出席しています。

また、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が、SSプラザせんだいで開催され、上小川推進委員が出席しています。園芸振興協議会川薩支部総会、北薩地区農業委員会連絡協議会、北薩地区サツマイモ基腐病対策PT会議、北薩地域農政推進協議会幹事会が、北薩地域振興局で開催され、事務局長が出席しています。

そして、本日、第2回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議長 5月18日の薩摩川内市土地開発公社第2回理事会に有馬委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

有馬委員 18番、有馬が、5月18日、13時30分から薩摩川内市役所で薩摩川内市土地開発公社第2回理事会が開催されましたので報告します。議案第2号としまして、薩摩川内市土地開発公社担当理事の選任ということで審議されまして、市経済シティーセールス部産業戦略監の [REDACTED] が選任されました。

議案第3号、令和7年度薩摩川内市土地開発公社決算の認定につきましては、全員、満了一致で承認されました。

議案第4号、令和8年度第1回薩摩川内市土地開発公社補正予算につきましても、全員一致で認定されました。

以上、報告いたします。

議長 5月20日の薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に上小川委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

上小川委員 27番、上小川が、5月20日、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に出席しましたので報告します。

今回は、全体構想の中で、防災の方針、景観形成の方針、都市施設の方針、科学技術として事務局より、説明があり、意見のある方は、それぞれ意見を述べたところでございます。議事の2番目として、地域別の構想及び立地適正化計画の説明があり、同じように意

見交換をしたところでございます。以上で報告を終わります。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、  
3番：下茂 正憲委員、4番：田島 洋輝委員にお願いいたします。それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。  
初めに、報告第1号「農地形質変更届の専決処分について」ですが、議案第14号11番及び12番と関連がありますので、事務局からの説明は、議案第14号の審議の際にお願いします。

議長 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。報告第2号を説明いたします。資料は4ページから12ページをご覧ください。今月の合意解約は受理番号37番から80番までの44件で、登記地目 田27筆25, 254㎡、畑23筆28, 596㎡、その他1筆987㎡、合計51筆54, 837㎡の合意解約通知がありました。このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は6件です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第2号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第2号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第2号を終わります。

次は、報告第3号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。報告第3号を説明いたします。資料は13ページから15ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号15番から25番までの11件で、登記地目 田10筆4,532㎡、畑15筆13,185㎡、合計25筆17,717㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第3号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第3号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第3号を終わります。

次は報告第4号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。報告第4号を説明いたします。資料は16ページをご覧ください。今月は、受理番号1番の1件で、登記地目は畑1筆369㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。なお、現地確

認については、乙須委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。以上で、報告第4号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第4号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第4号を終ります。  
それでは、会次第6の議事に入らせていただきます。  
まず、案第10号「農地法第5条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第10号を説明いたします。資料は、17ページご覧ください。今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目 畑 1筆:584㎡の農地法第5条許可指令書の取消し願いがありました。  
令和8年1月29日開催、第34回総会で意見決定し、令和8年2月16日付け指令農振第1005-375号で転用目的:一般住宅で許可を受けましたが、許可後、転用実行者が、疾病により金融機関からの借り入れができなくなり、事業計画の見直しをすることとなり、当該計画を中止したため、申請がなされたものです。以上で議案第10号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第10号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第10号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第11号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題といたします。

なお、議案第11号1番は、議案第14号10番と同時申請、また、議案第11号2番は、議案第12号1番と同時申請ですので、それぞれ、一括して議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長

はい、議長。議案第11号、議案第12号1番及び議案第14号10番を説明いたします。資料は、議案第11号は18ページ、議案第12号1番は、19ページ、議案第14号10番は22ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から2番の2件で、登記地目：田1筆：417㎡、畑1筆：108㎡の申請がありました。

まず、議案第11号1番及び議案第14号10番を説明いたします。一般住宅の建築を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

議案第14号10番と同時申請であり、転用目的は、一般住宅での申請です。除外後は、第1種農地となり、また、申請地の周辺には集落が形成されており、3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当となります。

また、残地部分については、転用実行者が農地取得予定であり、議案第18号16番になります。

次に、議案第11号2番及び議案第12号1番を説明いたします。自宅への進入路を整備したもので、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

計画地は、地域計画内の農地でありましたが、令和8年5月15日に削除済であることを報告します。除外後は、第1種農地となり、また、申請地の周辺には集落が形成されており、3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当となります。

また、平成25年1月に整備されており、施工済のため、始末書が添付されています。議案第11号については、現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断しました。

議案第12号1番及び議案第14号10番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、それぞれ提

案いたしました。以上で議案第11号、議案第12号1番及び議案第14号10番の説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　3番、下茂が、関連があります議案第11号1番・議案第14号10番を報告します。5月12日、永留委員と事務局、梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。事務局からの説明のとおり、転用目的は、一般住宅を建築する計画であり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。以上の理由から、農用地利用計画一部変更（除外）は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われます。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員 　5番、乙須が、関連があります議案第11号2番及び議案第12号1番を報告します。5月12日、中原委員と事務局、西園・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、舗装され進入路になっており、農地ではありませんでした。10ha以上の規模の一団にある農地であり、第1種農地となります。事務局からの説明のとおり、転用目的は、進入路を整備するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。以上の理由から、農用地利用計画一部変更（除外）は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われます。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。まず、議案第11号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第11号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、薩摩川内市長に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第14号受理番号10番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第14号受理番号10番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第12号受理番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第12号受理番号1番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第12号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。先ほど、意見決定された議案第12号1番を除く、2番、3番について、審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第12号を説明いたします。資料は、19ページから20ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から3番の3件で、登記地目：畑3筆424㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。2番は、運動場での申請です。現在、地元の子供たちに自宅の敷地で、バスケットボールを教えています。利用者が増え、手狭になったため、隣接地にある申請地に整備する計画です。

3番は、倉庫・駐車場での申請です。平成22年11月頃に整備したもので、施工済のため、始末書が添付されています。また、残地部分については、市内在住の個人が農地取得予定であり、議案第18号17番になります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で、議案第12号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　3番、下茂が、2番・3番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

2番ですが、位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりました。運動場の目的での申請です。

次に3番ですが、申請地の現況は、倉庫・駐車場が整備されており、農地でありませんでした。倉庫・駐車場の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第12号2番及び3番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 賛成全員であります。議案第12号2番及び3番は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第13号「農地転用事業計画変更申請（承継あり）の意見決定について」と議案第14号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号14番について、関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第13号及び議案14号14番を説明いたします。資料は、議案第13号は、21ページ、議案第14号14番は、24ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目：その他（宅地・公衆用道路）：5筆、1,406.60㎡の申請がありました。議案第13号1番の事業計画変更申請（承継あり）及び議案第14号14番と同時申請です。

内容といたしましては、当初、令和4年5月16日付指令農振第1005-55号で、「建売住宅：4棟・通路」で農地法第5条転用許可を受けていましたが、その後、転用実行者が4区画の造成工事完了後に登記地目を変更後に事業承継者に売却し、所有権移転をしております。事業承継者は、所有権移転後に、建売住宅（2棟）・通路を整備しました。残りの2区画については、事業計画を見直しし、建売住宅から特定建築条件付売買予定地に変更するものです。農地転用は、許可を受けてから事業が完了し、完了報告書が提出するまでは、完了したことになりません。今回、事業が未完であるにもかかわらず、農地法の許可を受けずに、事業を承継したため、一部施工済のため、始末書添付うえで、追認で許可を受けようとするものです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第13号及び議案第14号14番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。





します。

長沼G長 議案第14号及び報告第1号を説明いたします。資料は、議案第14号は、22ページから26ページ、報告第1号は、3ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請：議案第14号は、受理番号10番から19番の10件で、登記地目、田8筆：1, 717㎡、畑5筆：1, 445㎡、その他5筆：1, 406.60㎡です。

報告第1号は、受理番号1番の1件で、田1筆：256㎡の申請がありました。内容を説明いたします。まず、議案第14号11番・12番及び報告第1号1番は同時申請になりますので、一括して説明します。

申請地が田であるため、1m盛土し、その後、3区画に分筆します。①1区画目が、報告第1号1番であり、田から畑に変更し、農地の有効利用を図るものです。②2区画目は、議案第14号11番であり、特定建築条件付売買予定地(1区画)・通路での申請です。③3区画目は、議案第14号12番であり、一般住宅・通路での申請です。全てにおいて、盛土規制法に係る許可について、県：盛土対策室に本申請済であることを確認しております。

次に13番は、一般住宅での申請です。

15番は、貸駐車場での申請です。転用実行者が整備し、平島自治会に駐車場として貸し付けするものです。一体利用地として、2573番4 雑種地 33㎡と一体利用で総面積は、469㎡です。また、令和8年4月に整備済であり、施工済のため、始末書が添付されています。

16番は、貸家住宅での申請です。一体利用地として、181番1 宅地 外1筆 391.16㎡と一体利用で総面積は515.16㎡です。私有地の通行及び排水施設を整備するため、通行承諾書・排水承諾書が添付されています。

また、一般住宅の基準基準である500㎡未満を超過しますが、西側に法面があり、宅地として利用できません。有効面積は、454.01㎡となります。17番は、駐車場15台での申請です。既存の駐車場の一部を資材置場にするため、駐車できなくなる車両分の駐車場を整備する計画です。一体利用地として、661番2 原野 383㎡と一体利用で総面積は、561㎡です。

18番は、一般住宅での申請です。19番は、建売住宅（2棟）の申請です。仮換地実測面積は、336.00㎡となります。一体利用地として、市の保留地 180.62㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、516.62㎡です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。また、報告第1号1番については、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で議案第14号及び報告第1号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　　3番、下茂が、関連があります報告第1号1番・議案第14号11番・12番を報告します。査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図1ページ、調査表1・7・8ページをご覧ください。

申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。事務局からの説明のとおり、申請地を3区画に分け、報告第1号1番については、盛土し、畑として有効利用を図るものであることを報告します。

また、残りの2区画である、議案第14号11番については、特定建築条件付売買予定地（1区画）・通路での申請です。12番については、一般住宅・通路での申請です。

次に13番ですが、位置図8ページ、調査表9ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。一般住宅の目的での申請です。それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員 　　5番、乙須が、15番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図9ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、砂利敷きで整備されていました。貸駐車場の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に

添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員 3番、下茂が、16番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図10ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。貸家住宅の目的での申請です。また、私有地を通行及び排水路を整備することから、通行承諾書・排水承諾書が添付されています。

次に一般住宅の基準である500㎡未満を超過しますが、西側には法面があり、宅地として利用できないため、地積超過理由は妥当と判断しました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員 5番、乙須が、17番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図11ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。駐車場の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

新屋委員 6番、新屋が、18番を報告します。5月11日、小園委員と事務局、北之迫職員と現地調査を実施しましたので報告します。位置図12ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。一般住宅の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員 16番、有馬が、19番を報告します。5月12日、薬師寺委員と事務局、福永・北之迫職員と現地調査を実施しましたので報告します。位置図13ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、2筆とも土地区画整理区域内で農地ではありませんでした。建売住宅2棟の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

木場委員 　　14番、木場です。すいません、ちょっと教えてください。報告第1号で形質変更があって、盛土をして、農地の有効利用を図りたいと。そして、同時申請で議案第14号の11番と12番で通路と他の許可申請しているのですが、こういう申請の仕方っていいのかなとちょっとわからないので教えてください。

長沼G長 　　はい、議長。説明いたします。もともと859㎡の農地をそれぞれ、250㎡程度で分筆します。また、田んぼですので、1m以上下がっているため、道路付きとするよう盛土する計画です。今回、農地の有効利用を図る形質変更と特定建築条件付き売買予定地、一般住宅の3つの計画をそれぞれ申請しております。

梶原代理 　　はい、議長。補足で説明いたします。農地を三区画に分けて、埋め立てする計画は変わりませんが、所有者の■■■■が、畑として利用しますというのが1区画目。残り2つは、■■■■だったり、一般の方が、それぞれ、転用する時に通路もありますが、通路部分については、共有持分での所有権移転となり、このような申請は可能であります。所有者としても、工事負担の軽減のため、同時申請で実施して畑を計画され、今回、3件の同時申請となっている経緯です。

　　ですので、5条申請で全部が所有権移転される部分は、一般住宅や特定建築条件付き売買予定の面積であり、通路部分は、共有持分となる申請で手続き上、このような申請ができるということでご理解いただければと思います。

木場委員 　　14番、木場です。すいません、形質変更の部分も含めて、一気に800㎡をかさ上げしてから、分筆されるということでしょうか。

長沼G長 はい、議長。盛土を1mしてから、測量は終わっているものから、一旦、全部盛土してから分筆していく予定となっております。

木場委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第14号11番から13番、15番から19番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第14号11番から13番、15番から19番については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第15号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第15号を説明いたします。資料は、27ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号20番の1件で、登記地目 畑1筆 170㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。転用目的は、農家住宅での申請です。仮換地実測面積は、111.45㎡です。一体利用地として、918番 宅地 597.50㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、708.95㎡です。また、平成17年11月頃に整備済みであり、施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第15号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現

地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5番、乙須が、20番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図14ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、居宅及び農業用倉庫が建っていました。農家住宅の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第15号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。次に、議案第16号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第16号を説明いたします。資料は、28ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号21番の1件で、登記地目 畑1筆 498㎡の申請がありました。内容を説明いたします。転用目的は、一般住宅での申請です。母より申請地を借り受け、計画したものです。また、私有地を通行することから通行承諾書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及

び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第16号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　5番、乙須が、21番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図15ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。一般住宅の目的での申請です。私有地を通る必要があることから、通行承諾書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終了しました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第16号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第17号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第17号をご説明いたします。資料は29ページから31ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号10番から21番の12件で、登記地目田10筆、12,456㎡、畑8筆4,613㎡の非農地証明願が

申請されました。

内容について、ご説明します。10番は、昭和61年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。11番は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

12番は、平成4年5月に居宅が建てられ、宅地化して現在に至っております。また、残地部分については、市内在住の個人が農地取得予定であり、議案第18号19番になります。

13番は、令和7年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

14番は、令和7年に相続する以前から耕作されておらず山林化して現在に至っております。

15番は、平成4年に相続する以前から耕作されておらず山林化して現在に至っております。

16番は、平成8年頃に事務所・駐車場・倉庫を整備し、宅地化して現在に至っております。

17番は、令和2年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

18番は、平成25年頃から耕作しておらず、原野・山林化して現在に至っております。

19番は、平成26年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

20番は、平成17年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

21番は、平成15年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

以上で、議案第17号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　16番有馬が、10番及び11番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

　まず10番は、位置図16ページ、調査表17ページをご覧ください。申請地の現況は、昭和61年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

　次に11番は、位置図17ページ、調査表18ページをご覧ください

い。申請地の現況は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

下茂委員 3番、下茂が、12番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図18ページ、調査票19ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成4年5月に居宅が建てられており、宅地化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

有馬委員 16番、有馬が、13番から16番について報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず13番は、位置図19ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、令和7年に相続しているが、平成17年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

次に14番は、位置図20ページ、調査表21ページをご覧ください。申請地の現況は、13番と同じ所有者で、平成17年頃から耕作しておらず、3筆とも山林化しておりました。

次に15番は、位置図21ページ、調査表22ページをご覧ください。申請地の現況は、平成4年に相続する以前より耕作しておらず、山林化しておりました。

最後に16番は、位置図22ページ、調査表23ページをご覧ください。申請地の現況は30年以上前から事務所、駐車場、倉庫を整備して以来、耕作しておらず、宅地化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

木場委員 14番、木場が、17番から19番を報告します。去る、5月11日、山路委員と事務局 梶原・西園職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

17番、位置図23ページ、調査票24ページをご覧ください。申請地の現況は、令和2年に相続する以前から耕作しておらず、原野化しておりました。

18番、位置図24、25ページ、調査票25ページをご覧ください

い。申請地の現況は、平成25年頃から耕作しておらず、原野・山林化しておりました。

19番、位置図26ページ、調査票26ページをご覧ください。申請地の現況は、平成26年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

梶原委員 10番、梶原が20番を報告します。5月11日、豊田委員と事務局、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図27ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成17年頃から耕作されておらず、原野の状態でした。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員 6番、新屋が21番を報告します。調査日、調査員は、先ほどの報告のとおりです。位置図28ページ、調査表28ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成17年頃から耕作されておらず、原野の状態でした。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第17号については、原案どおり承認といたします。

次は、議案第18号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説

明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。議案第18号を説明いたします。資料は32ページから34ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号15番から25番の11件で、田11筆12,995㎡、畑4筆916㎡の申請がありました。申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

16番は議案第14号10番（5条：所有権移転：売許可申請承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

17番は議案第12号3番（4条：所有権移転：売許可申請承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

19番は議案第17号12番（非農地証明願承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

18番・21番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第18号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5番、乙須が、15番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図29ページ、調査表29ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考

えます。以上です。

下茂委員 3番、下茂が、16番・17番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

16番ですが、位置図3ページ、調査表30ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。権利取得後は、トマト・ナス等を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

17番ですが、位置図6ページ、調査表31ページをご覧ください。権利所得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

どちらも新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

有馬委員 16番、有馬が、18番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図30ページ、調査表32ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

下茂委員 3番、下茂が、19番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図18ページ、調査表33ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

有馬委員 16番、有馬が、20番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図31ページ、調査表34ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されておりました。権利取得後は、ブ

ルーベリーを栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

梶原委員 10番 梶原が、21番から23番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、21番は、位置図32・33ページ、調査表35ページをご覧ください。申請地の現況は、田で、耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。また、新規営農ため、営農計画書が添付されています。

22番は、位置図34ページ、調査表36ページをご覧ください。申請地の現況は、田で、保全管理されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

23番は、位置図35ページ、調査表37ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。権利取得後は、果樹を植栽予定です。

新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

西委員 9番、西が24番及び25番を報告します。5月11日、曲委員と事務局、福永職員と現地調査を実施しましたので報告します。

まず、24番について位置図36ページ、調査表38ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に25番について、位置図37ページ、調査表39ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。議案第18号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第19号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第19号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。議案第19号を説明いたします。資料は35ページから36ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号26番から受理番号30番の5件で、田10筆 10,854㎡ 畑5筆 10,830㎡ の申請がありました。申請理由といたしましては、親子間、兄弟間、知人間の贈与によるものです。

また、28番については、新規営農のため、営農計画書が添付されています。申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第19号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5番、乙須が、26番から28番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、26番について、位置図38・39ページ、調査表40ページをご覧ください。申請地の現況は、田及び畑で耕作及び保全管理されてきました。権利取得後は、水稲・野菜等を栽培予定です。

次に、27番について、位置図40ページ、調査表41ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

最後に、28番について、位置図41ページ、調査表42ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されております。

いずれも、新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

有馬委員 16番、有馬が、29番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図42・43ページ、調査表43ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されてきました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

西委員 9番、西が30番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図44・45ページ、調査表44ページをご覧ください。

申請地の現況は、田・畑で耕作及び保全管理されてきました。権利取得後は、水稲・飼料作物・粟を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。議案19号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第19号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次は、議案第20号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第20号を説明いたします。資料は37ページから58ページをご覧ください。今月の申請は、田：130,243㎡、畑93,750㎡、合計223,993㎡の申請がありました。

中間管理権設定131件中、認定農業者等に係る分は75件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。議案第20号につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第20号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議長 次は、議案第21号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長 資料の59ページをご覧ください。本議案は、農業委員会法第37条「情報の公表」に従い、総会において審議いただき、議決を求めるものであります。

60ページをお開きください。ローマ数字「Ⅰ」の農業委員会の状況では、令和7年4月1日時点の状況を記載しています。

1の農業委員会の現在の体制で、農業委員、農地利用最適化推進員の定数、実数等を、2の農家・農地等の概要で、農業経営体数、農業者数、耕地面積等を示しております。

続きまして61ページをお開きください。ローマ数字「Ⅱ」の最適化活動の実施状況では、1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の中段③実績で、令和7年度の新規集積面積が50.8haで、集積面積が1,260.3haとなったことから、集積率は32.2%となり、集積率目標の達成率は、100.4%となりました。

このことから、農業委員会の点検結果といたしましては、集積面積は、目標を達成しており、引き続き最適化活動を推進し、集積率を上げていきたい。と記載しました。

続きまして、(2)の遊休農地の発生防止・解消ですが、62ページの上段③実績をご覧ください。アの既存遊休農地の解消では、「a緑区分の遊休農地の解消」で、解消実績面積が24.7haで、目標に対する達成状況は、34.0%となりました。b黄区分の遊休農地の解消の解消の工程表の策定状況については、農地中間管理機構関連農地整備事業への取組に向けて、地元団体、関係課・関係団体と連携を図り、農地の権利移動を進めている。としました。イの新規発生遊休農地の解消で、解消実績面積は6.2haでした。④その他では、昨年実施しました利用状況調査、意向調査の内容を記載しています。

このことから、農業委員会の点検結果といたしましては、最適化活動による営農再開を促進するとともに、利用状況調査、意向確認調査を踏まえて、遊休農地の早期解消に取り組み、遊休農地面積の減少に繋がったと記載しました。

続きまして、(3)の新規参入の促進ですが、63ページの上段③実績をご覧ください。新規参入者への貸付等について、農地所有者の

同意を得た上で公表した農地の面積は6.1haで、目標に対する達成率は、42.7%となりました。

また、新規参入者の参入状況で、農地を取得して新たに就農した経営体はいませんでした。このことから、農業委員会の点検結果として、就農希望者や新規就農者に向けて農地情報の提供を行っているが、新規就農者が少ないのが現状である。としました。

続きまして、2の最適化活動の活動目標では、(2)の活動強化月間の設定の②実績をご覧ください。活動強化月間の設定回数は3回で、11月から2月にかけて、農地の集積、新規参入の推進、遊休農地の解消の取り組みについて記載しています。

64ページをお開きください。(3)の新規参入相談会への参加の②実績をご覧ください。新規参入相談会への参加回数は、1回、さつま町で開催された新規就農者を励ます会に別府会長、小園会長代理の2名が参加されました。

続きまして、目標の達成状況の評語ですが、推進員等の点検・評価結果表から、目標に対して期待通りの結果が得られた。としました。

推進委員等の点検・評価結果は、表をご参照ください。続きまして、65ページ、ローマ数字のⅢの事務の実施状況ですが、1の総会、部会の開催実績では、総会を各月1回の開催とし、2の農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数が132件で、すべてを許可としました。3の農地転用に関する事務では、1年間の処理件数が97件ですべてを許可相当としました。4の違反転用の対応では、昨年と同様です。

以上、議案第21号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についての説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 　(なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。議案第21号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第21号は、原案のとおり意見決定されました。次は、議案第22号「薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の推薦について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長 はい、議長。66ページをお開きください。「提案理由」は、令和8年4月30日をもって農業委員会委員としての任期が満了したことに伴い、新たに候補者を1名推薦する必要があります。

参考をご覧ください。これまでの委員は、上小川文男 農地利用最適化推進委員で、現在の任期は、令和6年11月1日から施行日までとなっております。施行日については、来年の3月末と聞いています。従前の選出方法は、農業委員会の委員から1名です。

なお、67、68ページには、推薦依頼書等を添付しています。1名の委員の選出をお願いいたします。以上で議案第22号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。策定委員に立候補、又は、推薦をお願いします。

梶原委員 10番、梶原です。従前の上小川委員を推薦いたします。

議長 ただ今、梶原委員から前任の上小川委員を推薦する発言がありました。他にございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 お諮りします薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の上小川委員を推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第22号は、上小川委員を推薦することに決定しましたので、薩摩川内市長へ推薦書を送達することといたします。以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。6月の申請等現地調査及び

総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理 はい、議長。6月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

9日（火）が支所地域の現地調査、10（水）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。それから、下段に記載の6月総会は6月26日（金）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。なお、現地調査については、6月総会で調査委員の考え方をお示しする予定ですので、よろしくをお願いします。

また、裏面は6月から8月の行事予定を記載してあります。

5月にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。主な行事について、説明いたします。

2日（火）に、令和8年度全国農業委員会会長大会が都内で開催され、会長・局長が出席予定です。

16日（火）は第1回農業委員会だより編集委員会及び運営委員会を604会議室で開催です。農業委員会だより編集委員は、総会後の農地利用最適化推進会議で決定していただきます。

7月10日（金）に、農業者年加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議を本庁601会議室で開催いたします。

また、7月16日（木）に、農業者と農業委員会との意見交換会を東郷公民館で開催いたします。詳細は、推進会議で説明します。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 事務局から何かございませんか。

梶原代理 はい、議長。資料1の令和8年度最適化活動目標設定について、説明いたします。令和8年4月総会で令和8年度最適化活動の目標の設定等について、決定をいただきました。

農業委員会全体での目標でしたので、最適化活動する委員39名の個々の目標設定を記載のとおり、設定しましたので、報告いたします。新規集積面積は、委員一人当たり1.48ヘクタール。遊休農地解消面積は、委員一人あたり1.87ヘクタール。前年度発生の遊休農地解消面積は、委員一人あたり1.54ヘクタール。新規参入者の同意目標は、委員一人あたり0.34ヘクタールと設定しました。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、ほかに何かございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第2回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理 皆さん、ご起立下さい。  
一同、礼

「閉 会」

【終了 15:10】